

～2時間でわかる～

ビジネスもプライベートも！ 今知っておくべき民法改正

平成29年に民法が大幅に改正され、平成32年4月1日から施行されます。権利が消滅してしまう「時効」や、賃貸借契約の「敷金」など、ビジネスのみならず日常生活にも関係する重要な法改正です。また、相続に関する部分も平成30年に改正され、1年以内に施行されます。誰にも起こり得る「相続」に関する重要な法改正です。

この2つの重要な法改正について、特に重要と思われる部分を中心に、中小規模の事業者を始め、一般の方にもわかりやすく解説いたします。

講座内容

① 民法改正(債権法)について

- 飲み屋のツケも弁護士費用も時効は同じになる!?
- 敷金返還や返還時の原状回復に新しいルールが!?

② 民法改正(家族法)について

- 夫死亡後も引き続き妻が自宅に住むことが可能に!?
- 葬儀費用を預金から引き出すことが可能に!?
- 義父の介護費用も請求可能に!?



講師

横山航平氏

弁護士・法務博士
横山航平法律事務所所長

プロフィール

- ・弘前市出身
- ・一橋大学法学部、学習院大学法科大学院卒業
- ・平成19年弁護士登録
- ・平成24年横山航平法律事務所開業（弘前商工会議所館内）

企業法務全般（法律顧問、債権回収、労務間問題、クレーム対応等）を取り扱う。開業時より「地元事業者支援」「顧客第一主義」を掲げ、商工会議所との連携、Webマーケティング、各種リーフレットの作成、顧問料の低額化といった地元の他法律事務所にはないサービスを展開。業務のIT化・クラウド化により業務を迅速化・効率化し、開業7年目にして東北でも有数の顧問契約数を獲得（65社突破（平成30年12月時点））。平成31年1月より弁護士3名体制。

弘前市第三セクター評価委員、弘前市行政不服審査会委員、青森県空手道連盟倫理委員、船井総合研究所法務企業研究会所属。趣味：ロードバイク、大型自動二輪、料理、刀剣鑑賞など。三児の父として家事・育児にも奮闘中。

日時 平成31年 **3月22日** (金)
14:00～16:00

場所 **弘前商工会議所会館2F 201会議室**

受講料 **無料** ※当所駐車場ご利用の場合、最初の1時間無料、以降1時間ごとに200円がかかります。

定員 **30名** (先着順・定員になりしだい締め切らせて頂きます)

申込先 下記申込書にご記入のうえFAXまたは電話にてお申し込みください。

お問い合わせ 弘前商工会議所中小企業相談所 経営支援課

弘前市上鞆師町18-1 電話 0172 (33) 4111 FAX 0172 (35) 1877

3/22 ～2時間でわかる～ **ビジネスもプライベートも！**

今知っておくべき民法改正 受講申込書

弘前商工会議所
中小企業相談所経営支援課 行

平成31年 月 日

事業所名	住所
電話番号	FAX番号
受講者名	受講者名